

(1) 1次救急医療機関等において、補助基準額又は市町村補助額のいずれか少ない額の1/2。

(2) 3次救急医療機関で、横浜市及び川崎市に所在する医療機関にあっては、補助基準額又は市補助額のいずれか少ない額の1/2。その他の市町村に所在する3次救急医療機関にあっては、補助基準額の10/10。

(3) 前2号の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(報告)

第6条 損失額にかかる報告は様式1により次のとおり行うものとする。

(1) 1次救急医療機関等並びに横浜市及び川崎市に所在する3次救急医療機関は、前年度の損失額を5月31日までに、外国籍県民が居所を有する市町村長に報告するものとし、当該市町村は報告を取りまとめ、6月30日までに知事に報告するものとする。

(2) 3次救急医療機関で、横浜市及び川崎市に所在する医療機関は、前年度の損失額を5月31日までに知事に報告するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 この事業により得た外国籍県民に関する個人情報については、法令に基づくもののほかは事業の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

【7】山梨県未払補填事業

山梨県救急医療損失医療費補てん補助金交付要綱

(趣旨)

第1 救急医療の円滑な推進を図るため、救急車又は警察車両(以下「救急車等」という。)により救急患者の搬入を受けた医療機関(国及び山梨県が開設する医療機関を除く。以下同じ。)が、当該患者のために生じた医療費の損失(以下「損失医療費」という。)について、当該医療機関に対し予算の範囲内において補助金を交付するものと

し、その交付に関しては山梨県補助金など交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2 この補助金の交付の対象となる損失医療費は、その原因が医療機関の費によらないもので、かつ、次の事由に該当するものとする。ただし、他の法令に基づく医療の給付がなされ、又は医療費の支給がある場合は、この限りでない。

(1) 救急患者の失踪により医療費の徴収ができないもの

(2) その他特別な事由により救急患者から医療費の徴収ができないもの

2 前項の規定にかかわらず、係争中のものについては、この補助金の交付の対象としない。

(損失医療費の基準)

第3 損失医療費は、救急患者の医療上相当と認められるもので、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」(平成6年3月厚生省告示第54号)により算定した額とし、救急患者の搬入があった日から起算して7日間を限度とする。ただし、これにより難しい特別な事由がある場合は、この限りでない。

(交付額)

第4 この補助金の交付額は、知事が別に設置する審査委員会の意見を聴き、査定した額とする。

(申請手続)

第5 補助金の交付を申請しようとするもの(医療機関)は、別紙様式1による申請書及び次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 救急患者による損失医療費理由書(別紙様式1の1)

(2) 損失医療費明細書(別紙様式1の2)

2 前項の申請は、社団法人山梨県医師会会長(以下「県医師会長」という。)が、当該年度の4月1日から9月30日までの間に救急車等により搬入を受けたものにつ

いては12月25日までに、10月1日から3月31日までの間に救急車等により搬入を受けたものについては翌年度の6月30日までに取りまとめ、意見を付して提出するものとする。

3 第1項の医療機関の申請には、救急業務による救急患者であること、所轄消防署長の確認を受け、又は所轄警察署長の証明書を添付しなければならない。

(補助金の交付)

第6 この補助金は、精算払とする。

【8】兵庫県未払補填事業

外国人の救急医療費損失補助事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、救命という人道的立場から、救急医療機関が安心して外国人に救急医療を提供できるよう、当分の間実施する救急医療機関に対する救急医療費損失補助について、基本的な取り扱いを定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 救急医療機関 国立を除く別表の医療機関をいう。

(2) 救急医療 急性期の次に掲げる外傷や疾病のうち保険診療で認められる範囲内の

医療で、救急医療費損失補助審査会(以下、「審査会」という。)の認定を受けたもの。

ア 事故による窒息、溺水、気道・食道内異物、鬱熱、脱水、熱傷、凍傷、薬物ショック

イ 医薬品、有毒ガス、動・植物による急性中毒

ウ 感染(敗血症、細菌性ショック)

エ 消化管出血、潰瘍

オ 急性腹症、意識障害を伴う疾患、循環系の急性疾患、尿毒症、痙攣を伴う重度疾患

カ 外傷

キ 菌、口腔疾患
ク その他、審査会として特別に認める救命救急処置
(3) 外国人患者 県内在住の外国人(観光目的で県内に滞在する者を含む。)で、救急医療機関において救急医療による治療を受けた傷病者のうち、医療費の弁済が行えない者等をいう。
ただし、次に掲げる者は除く
ア 健康保険、社会保険、旅行保険等に加入している者
イ 労働者災害保障保険または自動車損害賠償保険等が適用され、医療費の弁済が行われる者
ウ 分割払い等の手段により医療費の弁済を行っている者、または行うことを約束している者
エ 親族または雇用主等が医療費の弁済を行っている者、または行うことを約束している者
オ 法令に基づく制度が適用され、医療費の弁済が行われる者

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、前条第3号に定める外国人患者の前年度の医療費のうち、原因が当該医療機関の責によらないもので、診療終了日から1年経過するまでの間、回収に相当な努力をしたにも関わらず、生じた損失医療費とする。

(補助基準額)

第4条 1次医療機関においては、患者1人当たり、健康保険法の規定による療養に要する費用の算定方法(平成6年3月16日、厚生省告示第54号。以下、「算定方法」という。)に基づき精算される初診日から原則として3日以内の診療報酬に相当する額から自己負担相当として3割を減じた額を補助基準額とする。

2 2次医療機関または3次医療機関においては、患者1人当たり、前項の初診日から原則として3日以内の診療報酬に相当する額と、入院を必要とした者にあつては、入院の日から14日を限度として

要した経費のうち、算定方法に基づき精算される入院時基本診療等の入院時の診療報酬に相当する額を加えた額から、自己負担相当として3割を減じた額を補助基準額とする。

3 前2項の補助基準額の算定に当たり、1件1人あたりの額が1,000千円を超えるときは、1,000千円を補助基準額とする。

(補助額)

第5条 補助額は次のとおりとする。

(1) 外国人患者の居所が明らかなる場合は、県と市町がそれぞれ補助基準額の1/2を補助する。

(2) 外国人患者の居所が不明な場合は、県が補助基準額の10/10を補助する。

(3) 前2号の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 救急医療機関は、前々年の10月1日から前年の9月30日までの間に加療が完了したのについて、毎年10月10日までに申請するものとする。

2 救急医療機関は、外国人患者の救急医療費損失補助金交付申請書(様式1)により、知事並びに外国人患者の居所地の市町長に申請するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 この事業により得た外国人患者に関する個人情報については、法令に基づくもののほか、事業の目的以外に利用し又は提供してはならない。

資料 F. 外国人 HIV/AIDS 陽性者支援に対する専門支援を行う団体

■ラテンアメリカ諸国についての情報なら

- ・(特活) CRIATIVOS – HIV・STD 関連支援センター (クリアチーヴォス)
スペイン語・ポルトガル語でラテンアメリカ出身者に対して電話相談・通訳・カウンセリング・予防介入を行っている。スタッフの中には出身国で医師や臨床心理士として仕事をしていた経験のある日系人が多数おり出身国との連携も強い。
連絡先 045-360-2094 (事務所) (月-金 10:00-16:00)
E-mail elisaai@beige.ocn.ne.jp, または contato@npocriativos.jpn.org
HP www.npocriativos.jpn.org
相談電話 045-361-3092 (月・水 10:00-19:00)

■アジア諸国についての情報なら

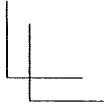
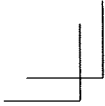
- ・HIV/AIDS 在日外国人支援ネットワーク
アジア系外国人の相談にあたる南関東の NGO が共同で設置した相談窓口。関東一円の医療機関に主としてタイ語の通訳派遣を行っている。
連絡先 050-3424-0195 (事務局 シェア=国際保健協力市民の会)
- ・(特活) シェア=国際保健協力市民の会
外国人の健康支援を行っている。特にタイに関しては、タイ大使館と連携しタイのエイズ治療の状況や医療機関の紹介を行っている。
連絡先 050-3424-0195 (相談専用 月～金 10:00-17:00)
タイ語 AIDS 電話相談 080-3791-3630 (土 17:30-22:00)
- ・TAWAN
在日タイ人によるタイ人の健康支援グループ。HIV や医療に関する相談、予防活動を行っている。
連絡先 080-3791-3630 (木曜日 9:00～16:00)
なお、東京都福祉保健局は都内の拠点病院を対象にタイ人カウンセラーの派遣も行っています。

■アフリカ諸国についての情報なら

- ・(特活) アフリカ日本協議会 (AJF)
アフリカ諸国における治療・ケアの情報提供や現地 NGO の紹介等を行っている。
連絡先 03-3834-6902 (月～金 10:30～17:00 担当 稲場)

■近畿圏でのことなら

- ・CHARM (移住者の健康と権利の実現を支援する会)
近畿圏在住の外国籍陽性者の支援を、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、フィリピン語、英語で HIV 陽性者の電話相談、対面相談、通訳派遣、個別支援を行っている。
連絡先 06-6354-5902 (月～木 10:00-17:00)
相談電話 06-6354-5901 (火、水、木 16:00-20:00)



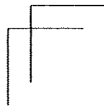
外国人医療相談ハンドブック

— HIV 陽性者療養支援のために —

平成 22 年 3 月発行

編 者 平成 21 年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業
個別施策層に対する HIV 感染予防対策とその介入効果の評価に
関する研究班
研究代表者 仲尾 唯治
研究分担者 沢田 貴志、樽井正義

連絡先 (特活) シェア＝国際保健協力市民の会
東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル 5F
TEL 03-5807-7581 FAX 03-3837-2151
e-mail hoken@share.or.jp



厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業
平成19年度－21年度 総合研究報告書

個別施策層に対するHIV感染予防対策と
その介入効果の評価に対する研究

発行 平成21 (2010) 年3月

研究代表者 仲尾 唯治

〒400-8575 山梨県甲府市酒折2-4-5 山梨学院大学経営情報学部

電話 : 055-224-1349 (ダイレクトイン) E-Mail : nakaot@ygu.ac.jp

